ハ　集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は口に規定する別段の定めによる処分権限の範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合には、その処分によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であるときは、即時にその動産について行使する権利を取得することとした。（第四二条第三項関係）

⑽　動産の補充等による価値の維持義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならないこととした。（第四三条関係）

(三)　債権譲渡担保契約の効力

(1)　債権譲渡担保権の順位

同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第四六七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後によることとした。（第四九条関係）

(2)　集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲によって特定された債権を一括して目的とする債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権設定者は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができることとした。（第五三条第一項関係）

⑷　譲渡担保権の実行等

(1)　動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

イ　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下このイ及び(2)イにおいて同じ。）を受けた時のいずれか早い時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅することとした。（第六〇条第一項関係）

(ｲ)　譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

(ﾛ)　帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

(ﾊ)　帰属清算時における被担保債権の額

ロ　イ(ロ)の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないこととした。（第六〇条第二項関係）

ハ　動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないこととした。（第六〇条第四項関係）

ニ　民法第五三三条の規定は、帰属清算金の支払の債務（イ(ロ)の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用することとした。（第六〇条第五項関係）

(2)　動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

イ　動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡をしたときは、当該被担保債権は、ロの規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅することとした。（第六一条第一項関係）

ロ　動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないこととした。（第六一条第二項関係）

(ｲ)　処分清算譲渡をしたこと。

(ﾛ)　処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

(ﾊ)　処分清算時における被担保債権の額

ハ　ロ(ロ)の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないこととした。（第六一条第三項関係）

ニ　動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないこととした。（第六一条第五項関係）

ホ　民法第五三三条の規定は、処分清算金の支払の債務（ロ(ロ)の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用することとした。（第六一条第六項関係）

(3)　集合動産譲渡担保権の実行

イ　集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないこととした。（第六六条第一項関係）

ロ　イの規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属するに至った動産には及ばないこととした。（第六六条第二項関係）

ハ　イの規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、実行対象動産特定範囲に属する動産（ロの規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないこととした。（第六六条第三項関係）

ニ　ロの規定に反する特約は、無効とすることとした。（第六六条第六項関係）

(4)　集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

イ　(一)(3)又は(1)イ若しくは(2)イの規定等により集合動産譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定等があったときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭を破産財団、再生債務者財産等に組み入れなければならないこととした。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手